

件 名	亀山市税条例等の一部を改正する条例	財 務 部 税 務 室
-----	-------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）等の公布に伴い、平成27年3月31日及び同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

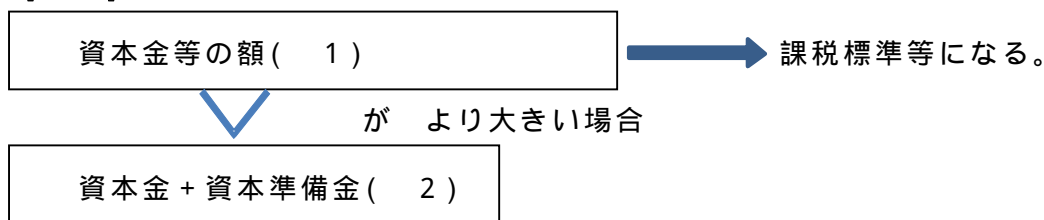
第1条関係

(1) 法人市民税均等割の税率については、原則「資本金等の額」が基準になっておりますが、「資本金に資本準備金を加えた額」が「資本金等の額」を上回る場合は、「資本金に資本準備金を加えた額」を均等割の税率区分の基準とすることになりました。 < 下記参照 >

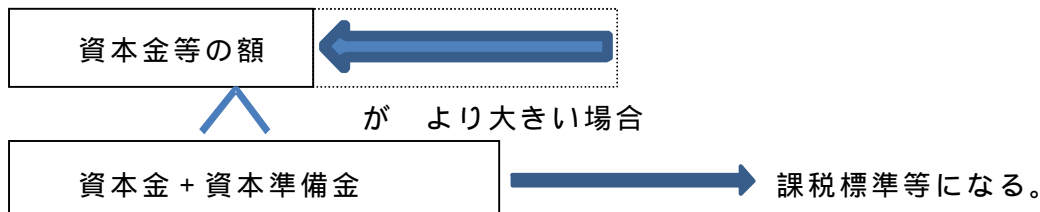
これらの措置が講じられたことに伴い、法人市民税均等割の税率に係る規定について整備を行うものです。 < 第16条関係 >

参照

[原則]



[追加]



- 1 「資本金等の額」とは、資本金又は出資金と主に株主から拠出されたもので資本金には組み入れられずに積立金として留保されているもの（例えば、株式の発行価額のうち資本に組み入れられなかった株式払込剰余金）の合計額をいいます。
- 2 「資本準備金」とは、株主から出資され金額のうち、資本金に組み入れなかった額をいいます。

(2) 確定申告を行う必要のない給与所得者等が、都道府県・市区町村に対する寄附（ふるさと納税）をした場合に、寄附先の地方団体がその寄附者に代わって寄附金税額控除の申請を当該寄附者の個人住民税課税市区町村に対して行うことにより寄附金税額控除の適用を受けられる仕組み（ふるさと納税ワンストップ特例）が平成27年4月1日から導入されました。このことから、これらの手続に係る規定を新たに加えたものです。

なお、本市に対してふるさと納税があった場合は、企画政策室においてその申請事務を行うこととなります。

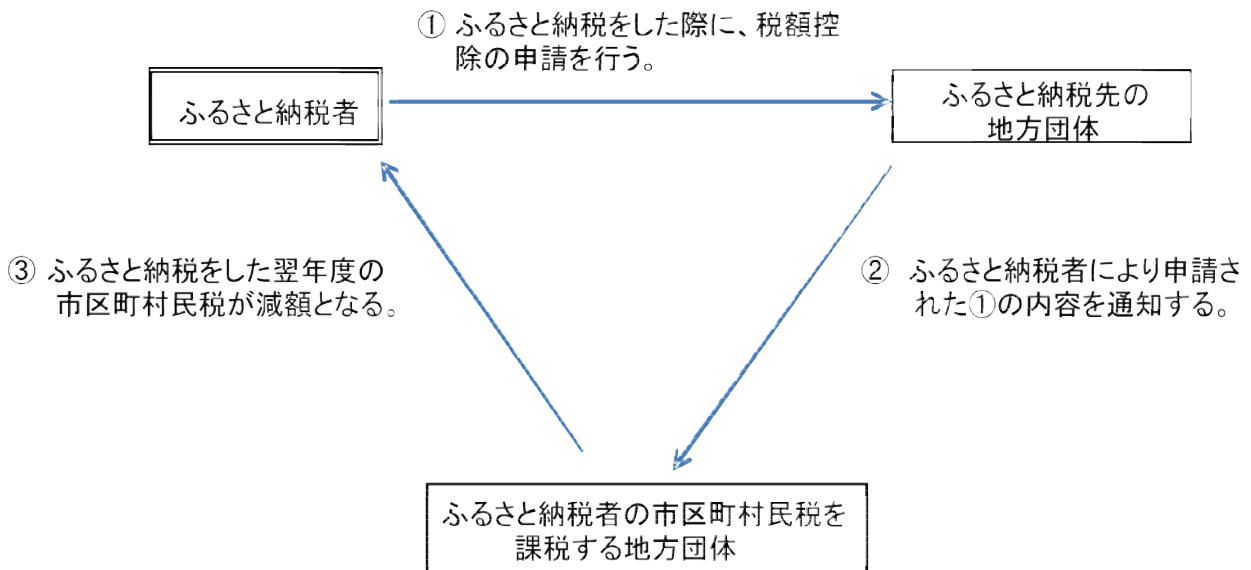
< 新附則第16条及び新附則第16条の2関係 >

参考

市民税における平成26年度寄附金税額控除適用実績

32件 市民税額控除額 227,114円

イメージ図



寄附先が5団体を超える場合や確定申告を行う場合は、このワンストップ特例の適用を受けることができないため、確定申告により控除を受けることとなります。

ワンストップ特例の適用を受けた場合は、所得税における控除分相当額を含めて個人住民税から控除を行うこととなります。なお、この所得税控除分相当額については、国からの補填はありません。

(3) 平成24年度から平成26年度まで講じられていた土地における固定資産税の負担調整措置の仕組みを平成29年度まで延長する措置が講じられたことに伴い、本条例において関連する条項の整備を行うものです。

< 附則第20条から第22条まで及び附則第29条第1項関係 >

第 2 条関係

亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年亀山市条例第 14 号）の規定による原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車の改正税率について、平成 28 年度分から適用することになりました。

このことから、改正税率の適用開始時期を平成 27 年度から平成 28 年度に 1 年延期するものです。

<平成 26 年改正条例附則第 1 条第 3 号及び第 5 号並びに附則第 4 条関係>

参考

区分	車種	税額		現在の登録台数	影響額
		平成28年度まで	平成28年度以降		
原動機付自転車	第 1 種 (~ 50cc)	1,000 円	2,000 円	3,800 台	3,682,600 円
	第 1 種 (20cc ~ 50ccミニカー)	2,500 円	3,700 円		
	第 2 種乙 (50cc ~ 90cc)	1,200 円	2,000 円		
	第 2 種甲 (90cc ~ 125cc)	1,600 円	2,400 円		
小型特殊自動車	農耕用 (トラクター、コンバイン等)	1,600 円	2,400 円	960 台	828,000 円
	その他 (フォークリフト、ロードローラー等)	4,700 円	5,900 円		
	2 輪の軽自動車 (125cc ~ 250cc)	2,400 円	3,600 円	606 台	727,200 円
	2 輪の小型自動車 (250cc ~)	4,000 円	6,000 円	784 台	1,568,000 円
					合計 6,805,800 円

3 その他

施行日等は、次のとおりとしました。

第 1 条関係

施行日は平成 27 年 4 月 1 日とし、(1) においては施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、(2) においては平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、(3) においては平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用することとしました。

第 2 条関係

施行日は、公布の日 (平成 27 年 3 月 31 日) としました。

亀山市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 21 号

亀山市税条例等の一部を改正する条例

(亀山市税条例の一部改正)

第 1 条 亀山市税条例 (平成 17 年亀山市条例第 50 号) の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項の表第 1 号才中「法人税法第 2 条第 16 号」を「法第 292 条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額 (保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額) 」を「をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第 4 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 資本金等の額を有する法人 (保険業法に規定する相互会社を除く。) の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第二項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

附則第 16 条の前に見出しとして「 (個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等) 」を付し、同条を次のように改める。

第 16 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者 (次項において「申告特例対象寄附者」という。) は、当分の間、第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 26 条第 3 項の規定による申告書の提出 (第 27 条の規定により当該申告書が提出され

たものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第16条の次に次の1条を加える。

第16条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団

体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第22条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第20条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第21条の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第22条（見出しを含む。）及び第24条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第29条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

（ 亀山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 ）

第2条 亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第91条の改正規定」を「第91条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第5号中「第46条第1項及び」の次に「第91条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）

並びに同号イ及び同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第91条」を「第91条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第91条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中亀山市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第5号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の亀山市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第16条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第16条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 26 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。